

改正案	現行
<p>（温室効果ガス総排出量に係る温室効果ガスの排出量の算定方法）</p> <p>第三条 法第二条第五項の政令で定める方法は、次の各号に掲げる温室効果ガスである物質の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。</p> <p>一 二酸化炭素 次に掲げる量を合算する方法</p> <p>イ 別表第一の第二欄に掲げる燃料ごとに、総排出量算定期間（温室効果ガス総排出量の算定に係る期間をいう。以下同じ。）においてその本来の用途に従って使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる単位で表した量をいう。）に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのメガジュールで表した発熱量として同表の第四欄に掲げる係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一メガジュール当たりの発熱に伴い排出されるキログラムで表した炭素の量として同表の第五欄に掲げる係数を乗じて得られる量に、十二分の四十四を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>ロ 総排出量算定期間において使用された他人から供給された電気の量（キロワット時で表した量をいう。）に、当該電気の一キロワット時当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した二酸化炭素の量として○・五五五を乗じて得られる量</p>	<p>（温室効果ガスの排出量の算定方法）</p> <p>第三条 法第二条第五項の政令で定める方法は、次の各号に掲げる温室効果ガスである物質の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。</p> <p>一 二酸化炭素 次に掲げる量を合算する方法</p> <p>イ 別表第一の第二欄に掲げる燃料ごとに、算定期間（温室効果ガスの総排出量の算定に係る期間をいう。以下同じ。）においてその本来の用途に従って使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる単位で表した量をいう。）に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのメガジュールで表した発熱量として同表の第四欄に掲げる係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一メガジュール当たりの発熱に伴い排出されるキログラムで表した炭素の量として同表の第五欄に掲げる係数を乗じて得られる量に、十二分の四十四を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>ロ 次に掲げる者ごとに、算定期間において使用された当該者から供給された電気の量（キロワット時で表した量をいう。）に、当該者の区分に応じ当該電気の一キロワット時当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した二酸化炭素の量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該者ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>(1) 一般電気事業者（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）<u>第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者をいう。</u>）</p>

ハ 総排出量算定期間において使用された他人から供給された熱の量（メガジュールで表した量をいう。）に、当該熱の一メガジュール当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した二酸化炭素の量として〇・〇五七を乗じて得られる量

ニ 総排出量算定期間において焼却された一般廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第二条第二項に規定する一般廃棄物をいう。以下同じ。）のうちの廃プラスチック類の量（トンで表した量をいう。）に、当該廃プラスチック類の一トン当たりの焼却に伴い排出されるキログラムで表した炭素の量として七百三十五を乗じて得られる量に、十二分の四十四を乗じて得られる量

ホ 次に掲げる産業廃棄物（廃棄物処理法第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。以下同じ。）ごとに、総排出量算定期間において焼却された当該産業廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該産業廃棄物の区分に応じ当該産業廃棄物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるキログラムで表した炭素の量として次に掲げる係数を乗じて得られる量に、十二分の四十四を乗じて得られる量を算定し、当該産業廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量

(1) 廃油（植物性のもの及び動物性のものを除く。） 七百九十

六  
(2) 廃プラスチック類 六百九十七

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、人の活動に伴って発生する二酸化炭素（動植物に由来するものを除く。）であって、総排出量算定期間において排出されたものの量のうち、実測その他適切な方法により得られるもの

ニ メタン 次に掲げる量を合算する方法

イ 別表第二の第二欄に掲げる燃料ごとに、総排出量算定期間にお

〇・三七八

(2) 電気を供給する者（1）に掲げる者を除く。） 〇・六〇二  
ハ 算定期間において使用された他人から供給された熱の量（メガジュールで表した量をいう。）に、当該熱の一メガジュール当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した二酸化炭素の量として〇・〇六七を乗じて得られる量

ニ 算定期間において焼却された一般廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第二条第二項に規定する一般廃棄物をいう。以下同じ。）のうちの廃プラスチック類の量（トンで表した量をいう。）に、当該廃プラスチック類の一トン当たりの焼却に伴い排出されるキログラムで表した炭素の量として七百三十一を乗じて得られる量に、十二分の四十四を乗じて得られる量

ホ 次に掲げる産業廃棄物（廃棄物処理法第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。以下同じ。）ごとに、算定期間において焼却された当該産業廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該産業廃棄物の区分に応じ当該産業廃棄物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるキログラムで表した炭素の量として次に掲げる係数を乗じて得られる量に、十二分の四十四を乗じて得られる量を算定し、当該産業廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量

(1) 廃油（植物性のもの及び動物性のものを除く。） 七百九十

一  
(2) 廃プラスチック類 七百九

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、人の活動に伴って発生する二酸化炭素（動植物に由来するものを除く。）であって、算定期間において排出されたものの量のうち、実測その他適切な方法により得られるもの

ニ メタン 次に掲げる量を合算する方法

イ 別表第二の第二欄に掲げる燃料ごとに、算定期間においてその

いてその本来の用途に従ってボイラーにおいて使用された当該燃料の量（キログラムで表した量をいう。）に、当該燃料の区分に応じ当該燃料の一キログラム当たりのギガジュールで表した発熱量として同表の第三欄に掲げる係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱量に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として同表の第四欄に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

ロ 別表第三の第二欄に掲げる燃料ごとに、総排出量算定期間においてその本来の用途に従ってガス機関又はガソリン機関（航空機、自動車又は船舶に用いられるものを除く。次号ハにおいて同じ。）において使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる単位で表した量をいう。）に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として同表の第四欄に掲げる係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱量に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として同表の第五欄に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

ハ 別表第四の第二欄に掲げる燃料ごとに、総排出量算定期間においてその本来の用途に従って家庭用機器（こんろ、湯沸器、ストーブその他の一般消費者が日常生活の用に供する機械器具をいう。次号ニにおいて同じ。）において使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる単位で表した量をいう。）に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として同表の第四欄に掲げる係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱量に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として同表の第五欄に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

本来の用途に従ってボイラーにおいて使用された当該燃料の量（キログラムで表した量をいう。）に、当該燃料の区分に応じ当該燃料の一キログラム当たりのギガジュールで表した発熱量として同表の第三欄に掲げる係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱量に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として同表の第四欄に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

ロ 別表第三の第二欄に掲げる燃料ごとに、算定期間においてその本来の用途に従ってガス機関又はガソリン機関（航空機、自動車又は船舶に用いられるものを除く。次号ハにおいて同じ。）において使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる単位で表した量をいう。）に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として同表の第四欄に掲げる係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱量に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として同表の第五欄に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

ハ 別表第四の第二欄に掲げる燃料ごとに、算定期間においてその本来の用途に従って家庭用機器（こんろ、湯沸器、ストーブその他の一般消費者が日常生活の用に供する機械器具をいう。次号ニにおいて同じ。）において使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる単位で表した量をいう。）に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として同表の第四欄に掲げる係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱量に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として同表の第五欄に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

二 次に掲げる自動車ごとに、総排出量算定期間における当該自動車の走行距離（キロメートルで表した走行距離をいう。）に、当該自動車の区分に応じ当該自動車の一キロメートル当たりの走行に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該自動車ごとに算定した量を合算して得られる量

- (1) ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第三条に規定する普通自動車をいう。以下同じ。）又は小型自動車（同条に規定する小型自動車（二輪の小型自動車を除く。）をいう。以下同じ。）のうち、人の運送の用に供するもので乗車定員十人以下のもの  $\frac{0.00001}{0.00001}$

- (2) (略)
- (3) ガソリンを燃料とする軽自動車（道路運送車両法第三条に規定する軽自動車（二輪の軽自動車を除く。）をいう。以下同じ。）のうち、人の運送の用に供するもの  $\frac{0.00001}{0.00001}$

- (4) (略)
- (5) ガソリンを燃料とする小型自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの  $\frac{0.000015}{0.000015}$
- (6) (略)
- (7) (略)
- (8) (略)
- (9) (略)
- (10) (略)
- (11) 軽油を燃料とする小型自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの  $\frac{0.000076}{0.000076}$
- (12) (略)

ホ 次に掲げる燃料ごとに、総排出量算定期間においてその本来の用途に従って本邦の各港間のみを航行する船舶において使用された当該燃料の量（キロリットルで表した量をいう。）に、当該燃料の区分に応じ当該燃料の一キロリットル当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

二 次に掲げる自動車ごとに、算定期間における当該自動車の走行距離（キロメートルで表した走行距離をいう。）に、当該自動車の区分に応じ当該自動車の一キロメートル当たりの走行に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該自動車ごとに算定した量を合算して得られる量

- (1) ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第三条に規定する普通自動車をいう。以下同じ。）又は小型自動車（同条に規定する小型自動車（二輪の小型自動車を除く。）をいう。以下同じ。）のうち、人の運送の用に供するもので乗車定員十人以下のもの  $\frac{0.00001}{0.00001}$

- (2) (略)
- (3) ガソリンを燃料とする軽自動車（道路運送車両法第三条に規定する軽自動車（二輪の軽自動車を除く。）をいう。以下同じ。）のうち、人の運送の用に供するもの  $\frac{0.00001}{0.00001}$

- (4) (略)
- (5) ガソリンを燃料とする小型自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの  $\frac{0.000035}{0.000035}$
- (6) (略)
- (7) (略)
- (8) (略)
- (9) (略)
- (10) (略)
- (11) 軽油を燃料とする小型自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの  $\frac{0.000081}{0.000081}$
- (12) (略)

ホ 次に掲げる燃料ごとに、算定期間においてその本来の用途に従って本邦の各港間のみを航行する船舶において使用された当該燃料の量（キロリットルで表した量をいう。）に、当該燃料の区分に応じ当該燃料の一キロリットル当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

- (1) 軽油 〇・二五
- (2) (略)
- (3) B重油又はC重油 〇・二八

へ 次に掲げる家畜ごとに、総排出量算定期間において飼養された当該家畜の平均的な頭数に、当該家畜の区分に応じ当該家畜の一头当たりの、一年間においてその体内から排出されるキログラムで表したメタンの量として次に掲げる係数に当該総排出量算定期間の一年間に対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量を算定し、当該家畜ごとに算定した量を合算して得られる量

- (1) 牛 八十二
- (2) (略)
- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) (略)

ト 次に掲げる家畜ごとに、総排出量算定期間において飼養された当該家畜の平均的な頭羽数に、当該家畜の区分に応じ当該家畜の一头又は一羽当たりの、一年間において排せつされるそのふん尿から発生するキログラムで表したメタンの量として次に掲げる係数に当該総排出量算定期間の一年間に対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量を算定し、当該家畜ごとに算定した量を合算して得られる量

- (1) 牛 五・二
- (2) 馬 二・一
- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) 鶏 〇・〇三八

チ 総排出量算定期間において稲を栽培するために耕作された水田の面積（平方メートルで表した面積をいう。）に、当該水田の平方メートル当たりの耕作に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として〇・〇一六を乗じて得られる量

リ 総排出量算定期間において放牧された牛の平均的な頭数に、当該牛の一头当たりの、一年間において排せつされるそのふん尿から発生するキログラムで表したメタンの量として一・三に当該総

- (1) 軽油 〇・二六
- (2) (略)
- (3) B重油 〇・二七
- (4) C重油 〇・二七

へ 次に掲げる家畜ごとに、算定期間において飼養された当該家畜の平均的な頭数に、当該家畜の区分に応じ当該家畜の一头当たりの、一年間においてその体内から排出されるキログラムで表したメタンの量として次に掲げる係数に当該算定期間の一年間に対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量を算定し、当該家畜ごとに算定した量を合算して得られる量

- (1) 牛 六十八
- (2) (略)
- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) (略)

ト 次に掲げる家畜ごとに、算定期間において飼養された当該家畜の平均的な頭羽数に、当該家畜の区分に応じ当該家畜の一头又は一羽当たりの、一年間において排せつされるそのふん尿から発生するキログラムで表したメタンの量として次に掲げる係数に当該算定期間の一年間に対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量を算定し、当該家畜ごとに算定した量を合算して得られる量

- (1) 牛 五・三
- (2) 馬 二・〇八
- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) 鶏 〇・〇三七

チ 算定期間において稲を栽培するために耕作された水田の面積（平方メートルで表した面積をいう。）に、当該水田の平方メートル当たりの耕作に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として〇・〇一六を乗じて得られる量

リ 算定期間において放牧された牛の平均的な頭数に、当該牛の一头当たりの、一年間において排せつされるそのふん尿から発生するキログラムで表したメタンの量として一・三四に当該算定期間

排出量算定期間の一年間に対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量

又 次に掲げる植物性の物ごとに、総排出量算定期間において焼却された当該植物性の物の量(キログラムで表した量をいう。)に、当該植物性の物の区分に応じ当該植物性の物の一キログラム当たりの焼却に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該植物性の物ごとに算定した量を合算して得られる量

(1)・(2) (略)

ル 次に掲げる廃棄物で埋立処分が行われたものごとに、総排出量算定期間において分解された当該廃棄物の量(トンで表した量をいう。)に、当該廃棄物の区分に応じ当該廃棄物の一トン当たりの分解に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量

(1) 食物くず 百四十三

(2) 紙くず 百三十八

(3) 繊維くず 百四十九

(4) 木くず 百三十八

ヲ 次に掲げる施設ごとに、総排出量算定期間において当該施設において処理された下水又はし尿(以下「下水等」という。)の量(立方メートルで表した量をいう。)に、当該施設の区分に応じ当該施設における下水等の一立方メートル当たりの処理に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該施設ごとに算定した量を合算して得られる量

(1) 終末処理場(下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第六号に規定する終末処理場をいう。以下同じ。) ○・○  
○○八八

(2) し尿処理施設(廃棄物処理法第八条第一項に規定するし尿処

の一年間に対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量

又 次に掲げる植物性の物ごとに、算定期間において焼却された当該植物性の物の量(キログラムで表した量をいう。)に、当該植物性の物の区分に応じ当該植物性の物の一キログラム当たりの焼却に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該植物性の物ごとに算定した量を合算して得られる量

(1)・(2) (略)

ル 次に掲げる廃棄物で埋立処分が行われたものごとに、算定期間において分解された当該廃棄物の量(トンで表した量をいう。)に、当該廃棄物の区分に応じ当該廃棄物の一トン当たりの分解に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量

(1) 食物くず 百四十二

(2) 紙くず又は繊維くず 百四十

(3) 木くず 百四十

ヲ 次に掲げる施設ごとに、算定期間において当該施設において処理された下水又はし尿(以下「下水等」という。)の量(立方メートルで表した量をいう。)に、当該施設の区分に応じ当該施設における下水等の一立方メートル当たりの処理に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該施設ごとに算定した量を合算して得られる量

(1) 終末処理場(下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第六号に規定する終末処理場をいう。) ○・○○○八八

(2) し尿処理施設(廃棄物処理法第八条第一項に規定するし尿処

理施設をいう。以下同じ。)

ワ 総排出量算定期間における浄化槽（浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第二条第一号に規定する浄化槽をいう。次号カにおいて同じ。）の処理対象人員に、当該浄化槽における一年間において一人当たりのし尿及び雑排水の処理に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として〇・五五に当該総排出量算定期間の一年間に対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量

カ 次に掲げる施設ごとに、総排出量算定期間において当該施設において焼却された一般廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該施設の区分に応じ当該施設における一般廃棄物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該施設ごとに算定した量を合算して得られる量

- (1) 連続燃焼式焼却施設 〇・〇〇〇九六
- (2) 准連続燃焼式焼却施設 〇・〇〇七二
- (3) バッチ燃焼式焼却施設 〇・〇七五

ヨ 次に掲げる産業廃棄物ごとに、総排出量算定期間において焼却された当該産業廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該産業廃棄物の区分に応じ当該産業廃棄物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該産業廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量

- (1)・(2) (略)

タ イからヨまでに掲げるもののほか、人の活動に伴って発生するメタンであつて、総排出量算定期間において排出されたものの量のうち、実測その他適切な方法により得られるもの

### 三 一酸化二窒素 次に掲げる量を合算する方法

イ 別表第五の第二欄に掲げる燃料ごとに、総排出量算定期間においてその本来の用途に従つてボイラーにおいて使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる単位で表

理施設をいう。)

ワ 算定期間における浄化槽（浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第二条第一号に規定する浄化槽をいう。次号カにおいて同じ。）の処理対象人員に、当該浄化槽における一年間において一人当たりのし尿及び雑排水の処理に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として〇・四六に当該算定期間の一年間に対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量

カ 次に掲げる施設ごとに、算定期間において当該施設において焼却された一般廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該施設の区分に応じ当該施設における一般廃棄物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該施設ごとに算定した量を合算して得られる量

- (1) 連続燃焼式焼却施設 〇・〇〇〇七九
- (2) 准連続燃焼式焼却施設 〇・〇〇五八
- (3) バッチ燃焼式焼却施設 〇・〇六三

ヨ 次に掲げる産業廃棄物ごとに、算定期間において焼却された当該産業廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該産業廃棄物の区分に応じ当該産業廃棄物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該産業廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量

- (1)・(2) (略)

タ イからヨまでに掲げるもののほか、人の活動に伴って発生するメタンであつて、算定期間において排出されたものの量のうち、実測その他適切な方法により得られるもの

### 三 一酸化二窒素 次に掲げる量を合算する方法

イ 別表第五の第二欄に掲げる燃料ごとに、算定期間においてその本来の用途に従つてボイラーにおいて使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる単位で表した量を

した量をいう。)に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として同表の第四欄に掲げる係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱量に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として同表の第五欄に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

ロ 別表第六の第二欄に掲げる燃料ごとに、総排出量算定期間においてその本来の用途に従ってディーゼル機関(自動車、鉄道車両又は船舶に用いられるものを除く。)において使用された当該燃料の量(当該燃料の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる単位で表した量をいう。)に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として同表の第四欄に掲げる係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱量に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として同表の第五欄に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

ハ 別表第三の第二欄に掲げる燃料ごとに、総排出量算定期間においてその本来の用途に従ってガス機関又はガソリン機関において使用された当該燃料の量(当該燃料の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる単位で表した量をいう。)に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として同表の第四欄に掲げる係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱量に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として同表の第六欄に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

ニ 別表第四の第二欄に掲げる燃料ごとに、総排出量算定期間においてその本来の用途に従って家庭用機器において使用された当該燃料の量(当該燃料の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる単位で表した量をいう。)に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当

いう。)に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として同表の第四欄に掲げる係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱量に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として同表の第五欄に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

ロ 別表第六の第二欄に掲げる燃料ごとに、算定期間においてその本来の用途に従ってディーゼル機関(自動車、鉄道車両又は船舶に用いられるものを除く。)において使用された当該燃料の量(当該燃料の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる単位で表した量をいう。)に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として同表の第四欄に掲げる係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱量に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として同表の第五欄に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

ハ 別表第三の第二欄に掲げる燃料ごとに、算定期間においてその本来の用途に従ってガス機関又はガソリン機関において使用された当該燃料の量(当該燃料の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる単位で表した量をいう。)に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として同表の第四欄に掲げる係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱量に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として同表の第六欄に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

ニ 別表第四の第二欄に掲げる燃料ごとに、算定期間においてその本来の用途に従って家庭用機器において使用された当該燃料の量(当該燃料の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる単位で表した量をいう。)に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当

たりのギガジュールで表した発熱量として同表の第四欄に掲げる係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として同表の第五欄に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

ホ 前号ニ(1)から(12)までに掲げる自動車ごとに、総排出量算定期間における当該自動車の走行距離(キロメートルで表した走行距離をいう。)に、当該自動車の区分に応じ当該自動車の一キロメートル当たりの走行に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該自動車ごとに算定した量を合算して得られる量

- (1) 前号ニ(1)に掲げる自動車 ○・○○○○二九
- (2) 前号ニ(2)に掲げる自動車 ○・○○○○四一
- (3) (4) (略)
- (5) 前号ニ(5)に掲げる自動車 ○・○○○○二六
- (6) 前号ニ(6)に掲げる自動車 ○・○○○○二二
- (7) 前号ニ(7)に掲げる自動車 ○・○○○○三五
- (8) (9) (略)
- (10) 前号ニ(10)に掲げる自動車 ○・○○○○一四
- (11) 前号ニ(11)に掲げる自動車 ○・○○○○〇九
- (12) (略)

へ 次に掲げる燃料ごとに、総排出量算定期間においてその本来の用途に従って本邦の各港間のみを航行する船舶において使用された当該燃料の量(キロリットルで表した量をいう。)に、当該燃料の区分に応じ当該燃料の一キロリットル当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

- (1) (2) (略)
- (3) B重油又はC重油 ○・〇七九

ガジュールで表した発熱量として同表の第四欄に掲げる係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として同表の第五欄に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

ホ 前号ニ(1)から(12)までに掲げる自動車ごとに、算定期間における当該自動車の走行距離(キロメートルで表した走行距離をいう。)に、当該自動車の区分に応じ当該自動車の一キロメートル当たりの走行に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該自動車ごとに算定した量を合算して得られる量

- (1) 前号ニ(1)に掲げる自動車 ○・○○○○三〇
- (2) 前号ニ(2)に掲げる自動車 ○・○○○○四四
- (3) (4) (略)
- (5) 前号ニ(5)に掲げる自動車 ○・○○○○二七
- (6) 前号ニ(6)に掲げる自動車 ○・○○○○二三
- (7) 前号ニ(7)に掲げる自動車 ○・○○○○三八
- (8) (9) (略)
- (10) 前号ニ(10)に掲げる自動車 ○・○○○○二五
- (11) 前号ニ(11)に掲げる自動車 ○・○○○○二五
- (12) (略)

へ 次に掲げる燃料ごとに、算定期間においてその本来の用途に従って本邦の各港間のみを航行する船舶において使用された当該燃料の量(キロリットルで表した量をいう。)に、当該燃料の区分に応じ当該燃料の一キロリットル当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

- (1) (2) (略)
- (3) B重油 ○・〇七六

ト 総排出量算定期間において麻醉剤として使用された一酸化二窒素の量（キログラムで表した量をいう。）

チ 次に掲げる家畜ごとに、総排出量算定期間において飼養された当該家畜の平均的な頭羽数に、当該家畜の区分に応じ当該家畜の一头又は一羽当たりの、一年間において排せつされるそのふん尿から発生するキログラムで表した一酸化二窒素の量として次に掲げる係数に当該総排出量算定期間の一年間に対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量を算定し、当該家畜ごとに算定した量を合算して得られる量

- (1) 牛 三・六八
- (2) 豚 一・二五
- (3) 鶏 〇・〇三九三

リ 次に掲げる耕地ごとに、総排出量算定期間において当該耕地において使用された化学肥料に含まれる窒素の量（トンで表した量をいう。）に、当該耕地の区分に応じ当該耕地における窒素のトン当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該耕地ごとに算定した量を合算して得られる量

- (1) 畑 二三・〇
- (2) 水田 一八・〇

ヌ 次に掲げる農作物ごとに、総排出量算定期間において当該農作物の栽培のために使用された肥料（化学肥料を除く。）に含まれる窒素の量（トンで表した量をいう。）に、当該農作物の区分に応じ当該農作物の栽培における窒素のトン当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該農作物ごとに算定した量を合算して得られる量

- (1) (6) (略)

ル 総排出量算定期間において放牧された牛の平均的な頭数に、当

- (4) C重油 〇・〇七八

ト 算定期間において麻醉剤として使用された一酸化二窒素の量（キログラムで表した量をいう。）

チ 次に掲げる家畜ごとに、算定期間において飼養された当該家畜の平均的な頭羽数に、当該家畜の区分に応じ当該家畜の一头又は一羽当たりの、一年間において排せつされるそのふん尿から発生するキログラムで表した一酸化二窒素の量として次に掲げる係数に当該算定期間の一年間に対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量を算定し、当該家畜ごとに算定した量を合算して得られる量

- (1) 牛 四・八四
- (2) 豚 一・〇一
- (3) 鶏 〇・〇四

リ 次に掲げる耕地ごとに、算定期間において当該耕地において使用された化学肥料に含まれる窒素の量（トンで表した量をいう。）に、当該耕地の区分に応じ当該耕地における窒素のトン当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該耕地ごとに算定した量を合算して得られる量

- (1) 畑 二九・〇
- (2) 水田 二四・〇

ヌ 次に掲げる農作物ごとに、算定期間において当該農作物の栽培のために使用された肥料（化学肥料を除く。）に含まれる窒素の量（トンで表した量をいう。）に、当該農作物の区分に応じ当該農作物の栽培における窒素のトン当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該農作物ごとに算定した量を合算して得られる量

- (1) (6) (略)

ル 算定期間において放牧された牛の平均的な頭数に、当該牛の一

該牛の一頭当たりの、一年間において排せつされるそのふん尿から発生するキログラムで表した一酸化二窒素の量として〇・一八に当該総排出量算定期間の一年間に対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量

ヲ 次に掲げる植物性の物ごとに、総排出量算定期間において焼却された当該植物性の物の量(キログラムで表した量をいう。)に、当該植物性の物の区分に応じ当該植物性の物の一キログラム当たりの焼却に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該植物性の物ごとに算定した量を合算して得られる量

- (1)・(2) (略)

ワ 次に掲げる施設ごとに、総排出量算定期間において当該施設において処理された下水等の量(立方メートルで表した量をいう。)

(一)に、当該施設の区分に応じ当該施設における下水等の一立方メートル当たりの処理に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該施設ごとに算定した量を合算して得られる量

- (1) 終末処理場 〇・〇〇〇一六

- (2) し尿処理施設 〇・〇〇〇九六

カ 総排出量算定期間における浄化槽の処理対象人員に、当該浄化槽における一年間において一人当たりのし尿及び雑排水の処理に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として〇・〇二二に当該総排出量算定期間の一年間に対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量

ヨ 次に掲げる施設ごとに、総排出量算定期間において当該施設において焼却された一般廃棄物の量(トンで表した量をいう。)に、当該施設の区分に応じ当該施設における一般廃棄物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該施設ごとに算定した量を合算して得られる量

頭当たりの、一年間において排せつされるそのふん尿から発生するキログラムで表した一酸化二窒素の量として〇・一八に当該算定期間の一年間に対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量

ヲ 次に掲げる植物性の物ごとに、算定期間において焼却された当該植物性の物の量(キログラムで表した量をいう。)に、当該植物性の物の区分に応じ当該植物性の物の一キログラム当たりの焼却に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該植物性の物ごとに算定した量を合算して得られる量

- (1)・(2) (略)

ワ 前号ヲ(1)及び(2)に掲げる施設ごとに、算定期間において当該施設において処理された下水等の量(立方メートルで表した量をいう。)

(一)に、当該施設の区分に応じ当該施設における下水等の一立方メートル当たりの処理に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該施設ごとに算定した量を合算して得られる量

- (1) 前号ヲ(1)に掲げる施設 〇・〇〇〇一六

- (2) 前号ヲ(2)に掲げる施設 〇・〇〇九七

カ 算定期間における浄化槽の処理対象人員に、当該浄化槽における一年間において一人当たりのし尿及び雑排水の処理に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として〇・〇二二に当該算定期間の一年間に対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量

ヨ 次に掲げる施設ごとに、算定期間において当該施設において焼却された一般廃棄物の量(トンで表した量をいう。)に、当該施設の区分に応じ当該施設における一般廃棄物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該施設ごとに算定した量を合算して得られる量

(1) 連続燃焼式焼却施設 ○・○五六五

(2) 准連続燃焼式焼却施設 ○・○五三四

(3) バッチ燃焼式焼却施設 ○・○七一二

タ 次に掲げる産業廃棄物ごとに、総排出量算定期間において焼却された当該産業廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該産業廃棄物の区分に応じ当該産業廃棄物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該産業廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量

(1) (3) (略)

(4) 下水汚泥 一・一一

(5) (略)

レ イからタまでに掲げるもののほか、人の活動に伴って発生する一酸化二窒素であつて、総排出量算定期間において排出されたものの量のうち、実測その他適切な方法により得られるもの

四 第一条各号に掲げるハイドロフルオロカーボン それぞれの物質ごとに、次に掲げる量を合算する方法

イ 総排出量算定期間において使用に供されていた自動車用エアコンデিশヨナー（当該物質が封入されたものに限る。）の台数に、当該自動車用エアコンデিশヨナーの一台当たり封入されている当該物質のうち一年間に排出されるキログラムで表した当該物質の量として○・○一五に当該総排出量算定期間の一年間に対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量

ロ 総排出量算定期間において廃棄された自動車用エアコンデিশヨナーに封入されていた当該物質の量（キログラムで表した量をいう。）から、当該封入されていた物質のうち回収され、及び適正に処理されたものの量（キログラムで表した量をいう。）を控除して得られる量

ハ 次に掲げる製品ごとに、総排出量算定期間において当該製品の使用又は廃棄に伴い排出された当該物質の量（キログラムで表し

(1) 連続燃焼式焼却施設 ○・○四九三

(2) 准連続燃焼式焼却施設 ○・○四八九

(3) バッチ燃焼式焼却施設 ○・○五九二

タ 次に掲げる産業廃棄物ごとに、算定期間において焼却された当該産業廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該産業廃棄物の区分に応じ当該産業廃棄物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該産業廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量

(1) (3) (略)

(4) 下水汚泥 ○・九〇三

(5) (略)

レ イからタまでに掲げるもののほか、人の活動に伴って発生する一酸化二窒素であつて、算定期間において排出されたものの量のうち、実測その他適切な方法により得られるもの

四 第一条各号に掲げる温室効果ガスであるハイドロフルオロカーボン それぞれの物質ごとに、次に掲げる量を合算する方法

イ 算定期間において使用に供されていた自動車用エアコンデিশヨナー（当該物質が封入されたものに限る。）の台数に、当該自動車用エアコンデিশヨナーの一台当たり封入されている当該物質のうち一年間に排出されるキログラムで表した当該物質の量として○・○一五に当該算定期間の一年間に対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量

ロ 算定期間において廃棄された自動車用エアコンデিশヨナーに封入されていた当該物質の量（キログラムで表した量をいう。）から、当該封入されていた物質のうち回収され、及び適正に処理されたものの量（キログラムで表した量をいう。）を控除して得られる量

ハ 次に掲げる製品ごとに、算定期間において当該製品の使用又は廃棄に伴い排出された当該物質の量（キログラムで表した量をい

た量をいう。)を算定し、当該製品ごとに算定した量を合算して得られる量

(1)・(2) (略)

ニ イからハまでに掲げるもののほか、人の活動に伴って発生する当該物質であって、総排出量算定期間において排出されたものの量のうち、実測その他適切な方法により得られるもの

五 前条各号に掲げるパーフルオロカーボン 総排出量算定期間において排出されたそれぞれの物質の量のうち、実測その他適切な方法により得られるものを合算する方法

六 六ふつ化硫黄 次に掲げる量を合算する方法

イ 総排出量算定期間において使用に供されていた変圧器、開閉器、遮断器その他の電気機械器具(以下「電気機械器具」という。)に封入されていた六ふつ化硫黄の量(キログラムで表した量という。)に、当該電気機械器具に封入されている一キログラム当たりの六ふつ化硫黄のうち一年間に排出されるキログラムで表した六ふつ化硫黄の量として $\circ \cdot \circ \circ$ 一に当該総排出量算定期間の一年間に対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量

ロ 総排出量算定期間において電気機械器具の点検に伴い排出された六ふつ化硫黄の量(キログラムで表した量をいう。)

ハ 総排出量算定期間において廃棄された電気機械器具に封入されていた六ふつ化硫黄の量(キログラムで表した量をいう。)から、当該封入されていた六ふつ化硫黄のうち回収され、及び適正に処理されたものの量(キログラムで表した量をいう。)を控除して得られる量

ニ イからハまでに掲げるもののほか、人の活動に伴って発生する六ふつ化硫黄であって、総排出量算定期間において排出されたものの量のうち、実測その他適切な方法により得られるもの

2 政府並びに都道府県及び市町村は、その事務及び事業に係る温室効果ガスの排出量の実測等に基づき、前項各号の係数に相当する係数で当該温室効果ガスの排出の程度又は燃料の発熱の程度を示すものとし

う。)を算定し、当該製品ごとに算定した量を合算して得られる量

(1)・(2) (略)

ニ イからハまでに掲げるもののほか、人の活動に伴って発生する当該物質であって、算定期間において排出されたものの量のうち、実測その他適切な方法により得られるもの

五 前条各号に掲げる温室効果ガスであるパーフルオロカーボン 算定期間において排出されたそれぞれの物質の量のうち、実測その他適切な方法により得られるものを合算する方法

六 六ふつ化硫黄 次に掲げる量を合算する方法

イ 算定期間において使用に供されていた変圧器、開閉器、遮断器その他の電気機械器具(以下「電気機械器具」という。)に封入されていた六ふつ化硫黄の量(キログラムで表した量という。)に、当該電気機械器具に封入されている一キログラム当たりの六ふつ化硫黄のうち一年間に排出されるキログラムで表した六ふつ化硫黄の量として $\circ \cdot \circ \circ$ 一に当該算定期間の一年間に対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量

ロ 算定期間において電気機械器具の点検に伴い排出された六ふつ化硫黄の量(キログラムで表した量をいう。)

ハ 算定期間において廃棄された電気機械器具に封入されていた六ふつ化硫黄の量(キログラムで表した量をいう。)から、当該封入されていた六ふつ化硫黄のうち回収され、及び適正に処理されたものの量(キログラムで表した量をいう。)を控除して得られる量

ニ イからハまでに掲げるもののほか、人の活動に伴って発生する六ふつ化硫黄であって、算定期間において排出されたものの量のうち、実測その他適切な方法により得られるもの

2 政府並びに都道府県及び市町村は、その事務及び事業に係る温室効果ガスの排出量の実測等に基づき、前項各号の係数に相当する係数で当該温室効果ガスの排出の程度又は燃料の発熱の程度を示すものとし

て適切と認められるものを求めることができるときは、同項の規定にかかわらず、同項各号の係数に代えて、当該実測等に基づく係数を用いて、法第二十条の二第一項の政府実行計画又は第二十一条第一項の地方公共団体実行計画に係る温室効果ガス総排出量を算定することができる。

(特定排出者)

第五条 法第二十一条の二第一項の政令で定める者(以下「特定排出者」という。)は、次に掲げる者(第六号から第十一号までに掲げる者にあつては、常時使用する従業員の数が二十一人以上である者に限る。)とする。

一 エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号。以下「省エネルギー法」という。)第七条第三項に規定する第一種特定事業者又は省エネルギー法第十七条第三項に規定する第二種特定事業者

二 省エネルギー法第五十四条第二項に規定する特定貨物輸送事業者

三 省エネルギー法第六十一条第二項に規定する特定荷主

四 省エネルギー法第六十八条第二項に規定する特定旅客輸送事業者

五 省エネルギー法第七十一条第三項に規定する特定航空輸送事業者

六 二酸化炭素(エネルギー(省エネルギー法第二条第一項に規定するエネルギーをいう。以下同じ。))の使用に伴って発生するものを除く。以下この号において同じ。)の排出を伴う事業活動(国又は地方公共団体の事務及び事業を含む。以下同じ。)として別表第七の中欄に掲げるものが行われる事業所であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される二酸化炭素の排出量に一を乗じて得た量が三千トン以上であるものを設置している者

七 メタンの排出を伴う事業活動として別表第八の中欄に掲げるものが行われる事業所であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定されるメタン

て適切と認められるものを求めることができるときは、同項の規定にかかわらず、同項各号の係数に代えて、当該実測等に基づく係数を用いて、法第八条第二項第六号又は第二十一条第一項の計画に係る温室効果ガスの総排出量を算定することができる。

の排出量に二十一を乗じて得た量が三千トン以上であるものを設置している者

八 一酸化二窒素の排出を伴う事業活動として別表第九の中欄に掲げるものが行われる事業所であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される一酸化二窒素の排出量に三百十を乗じて得た量が三千トン以上であるものを設置している者

九 第一条各号に掲げるハイドロフルオロカーボンの排出を伴う事業活動として別表第十の中欄に掲げるものが行われる事業所であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される当該ハイドロフルオロカーボンの排出量に前条第四号から第十六号までに掲げるハイドロフルオロカーボンの区分に応じそれぞれ同条第四号から第十六号までに定める係数を乗じて得た量の合計量が三千トン以上であるものを設置している者

十 第二条各号に掲げるパーフルオロカーボンの排出を伴う事業活動として別表第十一の中欄に掲げるものが行われる事業所であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される当該パーフルオロカーボンの排出量に前条第十七号から第二十三号までに掲げるパーフルオロカーボンの区分に応じそれぞれ同条第十七号から第二十三号までに定める係数を乗じて得た量の合計量が三千トン以上であるものを設置している者

十一 六ふつ化硫黄の排出を伴う事業活動として別表第十二の中欄に掲げるものが行われる事業所であつて、同表の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法により算定される六ふつ化硫黄の排出量に二万三千九百を乗じて得た量が三千トン以上であるものを設置している者

(特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定方法)

第六条 法第二十一条の第二項の政令で定める方法は、次の各号に掲げる温室効果ガスである物質の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

一 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素 次に掲げる特定排出者の区分に応じ、それぞれ次に定める方法

イ 前条第一号に掲げる者 省エネルギー法第七条第二項に規定する第一種エネルギー管理指定工場又は省エネルギー法第十七条第二項に規定する第二種エネルギー管理指定工場ごとに算定した次に掲げる量を環境省令・経済産業省令で定めるところにより合算する方法

(1) 環境省令・経済産業省令で定める燃料ごとに、算定排出量算定期間（法第二十一条の第二項に規定する主務省令で定める期間をいう。以下同じ。）において事業活動に伴いその本来の用途に従って使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、環境省令・経済産業省令で定める単位で表した量をいう。）に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱量に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗ずる方法により算定される量

(2) 算定排出量算定期間において事業活動に伴い使用された他人から供給された電気の量（キロワット時で表した量をいう。）に、当該電気の一キロワット時当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

(3) 環境省令・経済産業省令で定める熱ごとに、算定排出量算定期間において事業活動に伴い使用された他人から供給された当該熱の量（ギガジュールで表した量をいう。）に、当該熱の区分に応じ当該熱の一ギガジュール当たりの使用に伴い排出され

るトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗ずる方法により算定される量

ロ 前条第二号から第四号までに掲げる者 次に掲げる量を合算する方法

(1) 環境省令・経済産業省令で定める燃料ごとに、算定排出量算定期間において貨物又は旅客の輸送に伴いその本来の用途に従って使用された当該燃料の量(当該燃料の区分に応じ、環境省令・経済産業省令で定める単位で表した量をいう。)に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

(2) 算定排出量算定期間において貨物又は旅客の輸送に伴い使用された他人から供給された電気の量(キロワット時で表した量をいう。)に、当該電気の一キロワット時当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

ハ 前条第五号に掲げる者 環境省令・経済産業省令で定める燃料ごとに、算定排出量算定期間において貨物又は旅客の輸送に伴いその本来の用途に従って使用された当該燃料の量(当該燃料の区分に応じ、環境省令・経済産業省令で定める単位で表した量をいう。)に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算する方法

ニ 二酸化炭素(前号に掲げるものを除く。) 事業所において行わ

れた別表第七の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法

三| メタン 事業所において行われた別表第八の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法

四| 一酸化二窒素 事業所において行われた別表第九の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法

五| 第一条各号に掲げるハイドロフルオロカーボン それぞれの物質ごとに、事業所において行われた別表第十の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法

六| 第二条各号に掲げるパーフルオロカーボン それぞれの物質ごとに、事業所において行われた別表第十一の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法

七| 六ふつ化硫黄 事業所において行われた別表第十二の中欄に掲げる事業活動の区分に応じ同表の下欄に掲げる量を合算する方法

2| 特定排出者は、その事業活動に伴う前項各号に掲げる物質の排出量を実測その他環境省令・経済産業省令で定める方法により算定することができるときは、同項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる方法に代えて、当該実測その他環境省令・経済産業省令で定める方法を用いて、法第二十一条の二第二項の温室効果ガス算定排出量を算定することができる。

(法の規定の適用に係る技術的読替え)

第七条 法第二十一条の十の規定により省エネルギー法第十五条第一項(同法第十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分がエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十一条の二第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十一条の二から第二十一条の九まで、第三十条の三及び第三十一条の二の規定の適用については、法第二十一条の十に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲

げる字句に読み替えるものとする。

<p>第二十一条の 四第二項</p>	<p>当該報告に係る 事項</p>	<p>当該報告に係る事項（第二十一条の十の規定により第二十一条の二第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十五条第一項（同法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項）</p>
<p>第二十一条の 四第二項第一 号及び第三号</p>	<p>当該報告に係る 事項</p>	<p>当該報告に係る事項（第二十一条の十の規定により第二十一条の二第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化に関する法律第十五条第一項（同法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項）</p>
<p>第二十一条の 四第二項第二 号</p>	<p>当該報告に係る 事項（当該事項</p>	<p>当該報告に係る事項（第二十一条の十の規定により第二十一条の二第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化に関する法律第十五条第</p>

<p>第二十一条の五第二項、第二十一条の八 第四項</p>	<p>事業所管大臣が所管する事業</p>	<p>一項（同法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項とし、これらの事項 エネルギーの使用の合理化に関する法律第十五条第一項（同法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告</p>
<p>2 法第二十一条の十の規定により省エネルギー法第二十条第三項の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分がエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十一条の二第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十一条の二から第二十一条の九まで、第三十条の三及び第三十一条の二の規定の適用については、法第二十一条の十に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>第二十一条の三第二項 第二十一条の四第一項</p>	<p>前条第一項の規定による報告と併せて、主務省令で 主務省令で 当該報告に係る事項（第二十一条の十の規定により第二十一条の二第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第二十</p>

第二十一条の四第二項第一号及び第三号	当該報告に係る事項	第三項の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項)
第二十一条の四第二項第二号	当該報告に係る事項(当該事項	当該報告に係る事項(第二十一条の十の規定により第二十一条の二第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化に関する法律第二十条第三項の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項)
第二十一条の五第二項、第二十一条の八第四項	事業所管大臣が所管する事業を行う	第三項の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項とし、これらの事項
第二十一条の二	第二十一条の二	エネルギーの使用の合理化に関する法律第二十条第三項の規定による報告に係る
第二十一条の五第四項	第二十一条の五第四項	第二十一条の五第四項

八第一項	第一項の規定による報告に添えて、第二十一条の五第四項	
第三 法第二十一条の十の規定により省エネルギー法第五十六条第一項（同法第六十九条及び第七十一条第六項において準用する場合を含む。）の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分 分がエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十一条の二第一項の規定による報告とみなされる場合における法第二十一条の二から第二十一条の九まで、第三十条の三及び第三十一条の二の規定の適用については、法第二十一条の十に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	3	
第二十一条の四第一項	当該報告に係る事項	当該報告に係る事項（第二十一条の十の規定により第二十一条の二第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第五十六条第一項（同法第六十九条及び第七十一条第六項において準用する場合を含む。）の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項）
第二十一条の四第二項第一号及び第三号	当該報告に係る事項	当該報告に係る事項（第二十一条の十の規定により第二十一条の二第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の

<p>第二十一条の 四第二項第二 号</p>	<p>当該報告に係る 事項（当該事項</p>	<p>当該報告に係る事項（第二十一 条の十の規定により第二十一条 の二第一項の規定による報告と みなされるエネルギーの使用の 合理化に関する法律第五十六条 第一項（同法第六十九条及び第 七十一条第六項において準用す る場合を含む。）の規定による 報告については、エネルギーの 使用に伴って発生する二酸化炭 素の排出量に係る事項及び主務 省令で定める事項）</p>
<p>第二十一条の 五第二項、第 二十一条の八 第四項</p>	<p>事業所管大臣が 所管する事業</p>	<p>エネルギーの使用の合理化に関 する法律第五十六条第一項（同 法第六十九条及び第七十一条第 六項において準用する場合を含 む。）の規定による報告</p>

4 法第二十一条の十の規定により省エネルギー法第六十二条第一項の  
規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分が  
エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法  
第二十一条の二第一項の規定による報告とみなされる場合における法

<p>第二十一条の二から第二十一条の九まで、第三十条の三及び第三十一条の二の規定の適用については、法第二十一条の十に定めるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>	<p>第二十一条の四第一項</p> <p>当該報告に係る事項</p> <p>当該報告に係る事項（第二十一条の十の規定により第二十一条の二第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第六十三条第一項の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項）</p>	<p>第二十一条の四第二項第一号及び第三号</p> <p>当該報告に係る事項</p> <p>当該報告に係る事項（第二十一条の十の規定により第二十一条の二第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化に関する法律第六十三条第一項の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項）</p>	<p>第二十一条の四第二項第二号</p> <p>当該報告に係る事項（当該事項</p> <p>当該報告に係る事項（第二十一条の十の規定により第二十一条の二第一項の規定による報告とみなされるエネルギーの使用の合理化に関する法律第六十三条</p>
---	---	--	--

第二十一条の五第二項、第二十一条の八第四項	事業所管大臣が所管する事業	第一項の規定による報告については、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量に係る事項及び主務省令で定める事項とし、これらの事項エネルギーの使用の合理化に関する法律第六十三条第一項の規定による報告
-----------------------	---------------	--

(磁気ディスクによる報告等の方法)

第八条 磁気ディスク（フレキシブルディスクカートリッジ及び光ディスクをいう。以下同じ。）により法第二十一条の二第一項の規定による報告、法第二十一条の三第一項若しくは第二十一条の六第一項（法第二十一条の八第六項において準用する場合を含む。）の請求又は法第二十一条の八第一項の規定による提供（以下この条において「報告等」という。）をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、当該報告等に係る事項を記録した磁気ディスクを提出することにより、これをしなければならない。

(磁気ディスクによる開示の方法)

第九条 主務大臣は、磁気ディスクにより法第二十一条の七（法第二十一条の八第六項において準用する場合を含む。）の規定による開示を行うときは、法第二十一条の六第一項（法第二十一条の八第六項において準用する場合を含む。）の請求をした者に対し、ファイル記録事項のうち、当該請求に係る事項を磁気ディスクに複写したものの交付をしなければならない。

別表第一（第三条関係）

一 一般炭	キログラム	二六・六	〇・〇二四七
-------	-------	------	--------

別表第一（第三条関係）

一 一般炭	キログラム	二六・六	〇・〇二四七
-------	-------	------	--------

二	ガソリン	リットル	三十四・六	〇・〇一八三
三	ジェット燃料油	リットル	三十六・七	〇・〇一八三
四	灯油	リットル	三十六・七	〇・〇一八五
五	軽油	リットル	三十八・二	〇・〇一八七
六	A重油	リットル	三十九・一	〇・〇一八九
七	B重油又はC重油	リットル	四十一・七	〇・〇一九五
八	液化石油ガス(LPG)	キログラム	五十・二	〇・〇一六三
九	液化天然ガス(LNG)	キログラム	五十四・五	〇・〇一三五
〇 一	都市ガス	立方メートル	四十一・一	〇・〇一三八

別表第二(第三条関係)

一	木材	〇・〇一四四	〇・〇七四
二	木炭	〇・〇三〇五	〇・〇七四

別表第三(第三条関係)

一	液化石油ガス(LPG)	キログラム	〇・〇五	〇・〇五四	〇・〇〇〇〇
二	都市ガス	立方メートル	〇・〇四	〇・〇五四	〇・〇〇〇〇

別表第四(第三条関係) (略)

別表第五(第三条関係)

一	一般炭	キログラム	〇・〇二六六	〇・〇〇〇五八
二	木材	キログラム	〇・〇一四四	〇・〇〇〇五八

二	ガソリン	リットル	三十四・六	〇・〇一八三
三	ジェット燃料油	リットル	三十六・七	〇・〇一八三
四	灯油	リットル	三十六・七	〇・〇一八五
五	軽油	リットル	三十八・二	〇・〇一八七
六	A重油	リットル	三十九・一	〇・〇一八九
七	B重油	リットル	四十・四	〇・〇一九二
八	C重油	リットル	四十一・七	〇・〇一九五
九	液化石油ガス(LPG)	キログラム	五十・二	〇・〇一六三
〇 一	液化天然ガス(LNG)	キログラム	五十四・五	〇・〇一三五
一 一	都市ガス	立方メートル	四十一・一	〇・〇一三八

別表第二(第三条関係)

一	木材	〇・〇一四四	〇・〇七一
二	木炭	〇・〇一五三	〇・〇七一

別表第三(第三条関係)

一	液化石油ガス(LPG)	キログラム	〇・〇五	〇・〇五四	〇・〇〇〇〇
二	都市ガス	立方メートル	〇・〇四	〇・〇五四	〇・〇〇〇〇

別表第四(第三条関係) (略)

別表第五(第三条関係)

一	一般炭	キログラム	〇・〇二六六	〇・〇〇〇五六
二	木材	キログラム	〇・〇一四四	〇・〇〇〇五六

三	木炭	キログラム	〇・〇三〇五	〇・〇〇〇五八
四	B重油又はC重油	リットル	〇・〇四一七	〇・〇〇〇〇一七

別表第六(第三条関係)

一	灯油	リットル	〇・〇三六七	〇・〇〇〇一七
二	軽油	リットル	〇・〇三八二	〇・〇〇〇一七
三	A重油	リットル	〇・〇三九一	〇・〇〇〇一七
四	B重油又はC重油	リットル	〇・〇四一七	〇・〇〇〇一七
五	液化石油ガス(LPG)	キログラム	〇・〇五〇二	〇・〇〇〇一七
六	都市ガス	立方メートル	〇・〇四一一	〇・〇〇〇一七

別表第七(第五条及び第六条関係)

一	原油又は天然ガスの試掘、性状に関する試験又は生産	次に掲げる量を合算して得られる量 イ 算定排出量算定期間において試掘された原油又は天然ガスの坑井の井数に、当該坑井の一井当たりの試掘に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量 ロ 算定排出量算定期間においてその性状に関する試験が行われた原油又は天然ガスの坑井の井数に、当該坑井の一井当たりの性状に関する試験に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量
---	--------------------------	--

三	木炭	キログラム	〇・〇一五三	〇・〇〇〇五六
四	B重油	リットル	〇・〇四〇四	〇・〇〇〇〇一四
五	C重油	リットル	〇・〇四一七	〇・〇〇〇〇一四

別表第六(第三条関係)

一	灯油	リットル	〇・〇三六七	〇・〇〇〇一六
二	軽油	リットル	〇・〇三八二	〇・〇〇〇一六
三	A重油	リットル	〇・〇三九一	〇・〇〇〇一六
四	B重油	リットル	〇・〇四〇四	〇・〇〇〇一六
五	C重油	リットル	〇・〇四一七	〇・〇〇〇一六
六	液化石油ガス(LPG)	キログラム	〇・〇五〇二	〇・〇〇〇一六
七	都市ガス	立方メートル	〇・〇四一一	〇・〇〇〇一六

<p>二 セメントクリンカー、生石灰、ソーダ石灰、ソーダ灰、ソーダ灰若しくは鉄鋼の製造又はソーダ</p>	
<p>イ 次に掲げる量を合算して得られる量 算定排出量算定期間において製造されたセメントクリンカーの量（トンで表した量をいう。）に、当該セメントクリンカーの一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・</p>	<p>ハ 次に掲げる量を合算して得られる量 (1) 算定排出量算定期間において生産された原油（環境省令・経済産業省令で定めるものに限る。以下(1)において同じ。）の量（キロリットルで表した量をいう。）に、当該原油の一キロリットル当たりの生産に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量 (2) 算定排出量算定期間において生産された天然ガスの量（温度が零度で圧力が一気圧の状態（以下「標準状態」という。）に換算した立方メートルで表した量をいう。）に、当該天然ガスの一立方メートル当たりの生産に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量 (3) 算定排出量算定期間において点検された原油又は天然ガスの生産に係る坑井の井数に、当該生産に係る坑井の一井当たりの点検に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量</p>

灰の製造若しくは使用

経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

ロ 環境省令・経済産業省令で定める鉱物ごとに、算定排出量算定期間において生石灰の原料として使用された当該鉱物の量（トンで表した量をいう。）に、当該鉱物の区分に応じ当該鉱物の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該鉱物ごとに算定した量を合算して得られる量

ハ 環境省令・経済産業省令で定める鉱物ごとに、算定排出量算定期間においてソーダ石灰ガラスの原料として、又は鉄鋼の製造において使用された当該鉱物の量（トンで表した量をいう。）に、当該鉱物の区分に応じ当該鉱物の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該鉱物ごとに算定した量を合算して得られる量

ニ 次に掲げる量を合算して得られる量

(1) 算定排出量算定期間においてソーダ灰の製造に伴い排出された二酸化炭素の量（トンで表した量をいう。）

(2) 算定排出量算定期間において使用されたソーダ灰の量（トンで表した量をいう。）に、当該ソーダ灰の一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省

三	アンモニア、炭化けい素、炭化カルシウム若しくはエチレンの製造又はカーバイド法アセチレンの使用	令で定める係数を乗じて得られる量 次に掲げる量を合算して得られる量
イ	環境省令・経済産業省令で定める原料ごとに、算定排出量算定期間においてアンモニアの原料として使用された当該原料の量（当該原料の区分に応じ、環境省令・経済産業省令で定める単位で表した量をいう。）に、当該原料の区分に応じ当該原料の1当該単位当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該原料ごとに算定した量を合算して得られる量	
ロ	算定排出量算定期間において炭化けい素の原料として使用された石油コークスの量（トンで表した量をいう。）に、当該石油コークスの1トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量	
ハ	算定排出量算定期間において製造された炭化カルシウムの量（トンで表した量をいう。）に、当該炭化カルシウムの1トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量	
ニ	算定排出量算定期間において製造されたエチレンの量（トンで表した量をいう。）に、当該エチレンの1トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の	

	四 電気炉を使用した粗鋼の製造	五 ドライアイス又は噴霧器の使用	六 廃棄物の焼却若しくは製品の製造の用途への使用又は廃棄物燃料の使用
<p>量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量</p> <p>ホ 算定排出量算定期間において燃焼の用に供されたカーバイド法アセチレンの量（トンで表した量をいう。）に、当該カーバイド法アセチレンの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量</p> <p>算定排出量算定期間において電気炉を使用して製造された粗鋼の量（トンで表した量をいう。）に、当該粗鋼の一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量</p>	<p>次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>イ 算定排出量算定期間においてドライアイスとして使用された二酸化炭素の量（トンで表した量をいう。）</p> <p>ロ 算定排出量算定期間において噴霧器の使用に伴い排出された二酸化炭素の量（トンで表した量をいう。）</p>	<p>次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>イ 環境省令・経済産業省令で定める廃棄物ごとに、算定排出量算定期間において焼却され、又は環境省令・経済産業省令で定める製品の製造の用途に供された当該廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該廃棄物の区分に応じ当該廃棄物の一トン当たりの焼却又は使用に伴い排出されるトン</p>	

	<p>別表第八（第五条及び第六条関係）</p> <p>一 燃料（廃棄物燃料を除く。）の使用又は電気炉における電気の使用</p>
<p>で表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>ロ 環境省令・経済産業省令で定める廃棄物燃料（廃棄物を原材料とする燃料をいう。以下同じ。）ごとに、算定排出量算定期間においてその本来の用途に従って使用された当該廃棄物燃料の量（当該廃棄物燃料の区分に応じ、環境省令・経済産業省令で定める単位で表した量をいう。）に、当該廃棄物燃料の区分に応じ当該廃棄物燃料の一当該単位当たりの使用に伴い排出されるト ンで表した二酸化炭素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該廃棄物燃料ごとに算定した量を合算して得られる量</p>	<p>次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>イ 燃料を燃焼の用に供する施設及び機械器具（以下イにおいて「施設等」という。）で環境省令・経済産業省令で定めるものごとくに廃棄物燃料以外の燃料で環境省令・経済産業省令で定めるものごとに、算定排出量算定期間においてその本来の用途に従って当該施設等において使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、環境省令・経済産業省令で定める単位で表した量をいう。）に、当該区分に応じ当該燃料の一当</p>

二	<p>石炭の生産、 原油若しくは 天然ガスの試 掘、性状に関 する試験若し くは生産、原 油の精製又は 都市ガスの製 造</p>	<p>該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量を算定し、当該施設等ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>ロ 算定排出量算定期間における電気炉（環境省令・経済産業省令で定めるものに限る。）において使用された電気の量（キロワット時で表した量をいう。）に、当該電気の一キロワット時当たりの使用に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量</p> <p>次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>イ 環境省令・経済産業省令で定める石炭の採掘ごとに、算定排出量算定期間において当該石炭の採掘により生産された石炭の量（トンで表した量をいう。）に、当該石炭の採掘の区分に応じ石炭の一トン当たりの生産に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該石炭の採掘ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>ロ 算定排出量算定期間において試掘された</p>
---	--	---

原油又は天然ガスの坑井の井数に、当該坑井の一井当たりの試験に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

ハ 算定排出量算定期間においてその性状に関する試験が行われた原油又は天然ガスの坑井の井数に、当該坑井の一井当たりの性状に関する試験に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

ニ 次に掲げる量を合算して得られる量

(1) 算定排出量算定期間において生産された原油（環境省令・経済産業省令で定めるものに限る。以下(1)において同じ。）の量（キロリットルで表した量をいう。）に、当該原油の一キロリットル当たりの生産に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

(2) 算定排出量算定期間において生産された天然ガスの量（標準状態に換算した立方メートルで表した量をいう。）に、当該天然ガスの一立方メートル当たりの生産に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

(3) 算定排出量算定期間において点検された原油又は天然ガスの生産に係る坑井の井数に、当該生産に係る坑井の一井当た

三	カーボンブラ ック等の製造	<p>次の点検に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量</p> <p>ホ 環境省令・経済産業省令で定める原油ごとに、算定排出量算定期間において精製された当該原油の量（キロリットルで表した量をいう。）に、当該原油の区分に応じ当該原油の一キロリットル当たりの精製に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該原油ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>ハ 環境省令・経済産業省令で定める原料ごとに、算定排出量算定期間において都市ガスの原料として使用された当該原料の量（当該原料の区分に応じ、環境省令・経済産業省令で定める単位で表した量をいう。）に、当該原料の区分に応じ当該原料の当該単位当たりの使用に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該原料ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>次に掲げる製品ごとに、算定排出量算定期間において製造された当該製品の量（トンで表した量をいう。）に、当該製品の区分に応じ当該製品の一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該製品ごとに算定した量を</p>
---	------------------	--

<p>五 家畜の排せつ物の管理</p>	<p>四 家畜の飼養（家畜の排せつ物の管理を除く。）</p>	
<p>次に掲げる量を合算して得られる量 イ 環境省令・経済産業省令で定める家畜（放牧されたものを除く。以下イにおいて同じ。）ごとに環境省令・経済産業省令で定めるふん尿の管理方法ごとに、算定排出量算定期間において管理された当該家畜のふん尿に含まれる有機物の量（トンで表した量をいう。）に、当該ふん尿の管理方法の区分に応じ当該家畜のふん尿に含まれる有機物の一トン当たりの管理に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該ふん尿の管理方法ごとに算定した量を合算して得られる量を算定し、当該家畜ごとに算定した量を合算し</p>	<p>環境省令・経済産業省令で定める家畜ごとに、算定排出量算定期間において飼養された当該家畜の平均的な頭数に、当該家畜の区分に応じ当該家畜の一頭当たりの、その体内から排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該家畜ごとに算定した量を合算して得られる量</p>	<p>合算して得られる量 イ カーボンブラック ロ コークス ハ エチレン ニ 一・二・ジクロロエタン ホ スチレン ヘ メタノール</p>

七 植物性の物の 焼却	六 稲作	
環境省令・経済産業省令で定める植物性の物 の量として環境省令・経済産業省令で定める 係数を乗じて得られる量を算定し、当該水田 ごとに算定した量を合算して得られる量	環境省令・経済産業省令で定める水田ごとに 算定排出量算定期間において稲を栽培する ために耕作された当該水田の面積（平方メー トルで表した面積をいう。）に、当該水田の 区分に応じ当該水田の一平方メートル当たり の耕作に伴い排出されるトンで表したメタン の量として環境省令・経済産業省令で定める 係数を乗じて得られる量を算定し、当該水田 ごとに算定した量を合算して得られる量	ロ イの環境省令・経済産業省令で定める家 畜以外の家畜で環境省令・経済産業省令で 定めるものごとに、算定排出量算定期間 において飼養された当該家畜の平均的な頭数 に、当該家畜の区分に応じ当該家畜の一頭 当たりの、排出されるそのふん尿から発生 するトンで表したメタンの量として環境省 令・経済産業省令で定める係数を乗じて得 られる量を算定し、当該家畜ごとに算定し た量を合算して得られる量 ハ 算定排出量算定期間において放牧された 牛の平均的な頭数に、当該牛の一頭当たり の、排出されるそのふん尿から発生するト ンで表したメタンの量として環境省令・経 済産業省令で定める係数を乗じて得られる 量

	八 廃棄物の埋立 処分	九 工場廃水、下 水、し尿等の 処理
<p>該植物性の物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該植物性の物ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>環境省令・経済産業省令で定める廃棄物で平成十八年四月一日以降に最終処分場において埋立処分が行われたものごとに、算定排出量算定期間における最終処分場において分解された当該廃棄物の量として環境省令・経済産業省令で定める方法により算定される量（トンで表した量をいう。）に、当該廃棄物の区分に応じ当該廃棄物の一トン当たりの分解に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量</p>	<p>次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>イ 算定排出量算定期間における工場廃水の処理に係る施設において処理された工場廃水に含まれる生物化学的酸素要求量で表した汚濁負荷量（キログラムで表した量をいう。）に、生物化学的酸素要求量で表示した汚濁負荷量が一キログラムである工場廃水の処理に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量</p>	<p>ロ 算定排出量算定期間における終末処理場において処理された下水の量（立方メートルで表した量をいう。）に、当該終末処理</p>

○一	
若しくは製品 廃棄物の焼却	
イ 次に掲げる量を合算して得られる量 一般廃棄物の焼却施設（ハの環境省令・	<p>場における下水の一立方メートル当たりの処理に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量</p> <p>ハ 環境省令・経済産業省令で定めるし尿の処理方法ごとに、算定排出量算定期間におけるし尿処理施設（環境省令・経済産業省令で定めるものに限る。以下ハ及びニにおいて同じ。）において処理されたし尿の量（立方メートルで表した量をいう。）に、当該し尿の処理方法の区分に応じ当該し尿処理施設におけるし尿の一立方メートル当たりの処理に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該し尿の処理方法ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>ニ し尿及び雑排水の処理に係る施設（終末処理場及びし尿処理施設を除く。以下ニにおいて同じ。）で環境省令・経済産業省令で定めるものごとに、算定排出量算定期間における当該施設の処理対象人員に、当該施設の区分に応じ当該施設における一人当たりのし尿及び雑排水の処理に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該施設ごとに算定した量を合算して得られる量</p>

の製造の用途  
への使用又は  
廃棄物燃料の  
使用

経済産業省令で定める施設を除く。)で環境省令・経済産業省令で定めるものごと、算定排出量算定期間における当該焼却施設において焼却された一般廃棄物の量(トンで表した量をいう。)に、当該焼却施設の区分に応じ当該焼却施設における一般廃棄物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該焼却施設ごとに算定した量を合算して得られる量

ロ 環境省令・経済産業省令で定める産業廃棄物(ハの環境省令・経済産業省令で定める施設において焼却されるものを除く。)ごとに、算定排出量算定期間において焼却された当該産業廃棄物の量(トンで表した量をいう。)に、当該産業廃棄物の区分に応じ当該産業廃棄物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該産業廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量

ハ 製品の製造のために廃棄物を使用する施設で環境省令・経済産業省令で定めるものごとに環境省令・経済産業省令で定める廃棄物ごとに、算定排出量算定期間における当該施設において焼却され、又は使用された当該廃棄物の量(トンで表した量をいう。)に、当該廃棄物の区分に応じ当該廃棄

<p>別表第九（第五条及び第六条関係）</p> <p>一 燃料（廃棄物）の使用</p>	
<p>燃料を燃焼の用に供する施設及び機械器具（以下この項において「施設等」という。）で環境省令・経済産業省令で定めるものごとに廃棄物燃料以外の燃料で環境省令・経済産業省令で定めるものごとに、算定排出量算定期</p>	<p>物の一トン当たりの焼却又は使用に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量を算定し、当該施設ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>二 燃料を燃焼の用に供する施設で環境省令・経済産業省令で定めるものごとに環境省令・経済産業省令で定める廃棄物燃料ごとに、算定排出量算定期間においてその本来の用途に従って当該施設において使用された当該廃棄物燃料の量（当該廃棄物燃料の区分に応じ、環境省令・経済産業省令で定める単位で表した量をいう。）に、当該廃棄物燃料の区分に応じ当該廃棄物燃料の一当該単位当たりの使用に伴い排出されるトンで表したメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該廃棄物燃料ごとに算定した量を合算して得られる量を算定し、当該施設ごとに算定した量を合算して得られる量</p>

	二
<p>間においてその本来の用途に従って当該施設等において使用された当該燃料の量(当該燃料の区分に応じ、環境省令・経済産業省令で定める単位で表した量をいう。)に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱量に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量を算定し、当該施設等ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>イ 算定排出量算定期間においてその性状に関する試験が行われた原油又は天然ガスの坑井の井数に、当該坑井の一井当たりの性状に関する試験に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量</p> <p>ロ 次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>(1) 算定排出量算定期間において生産された原油(環境省令・経済産業省令で定めるものに限る。以下(1)において同じ。)の量(キロリットルで表した量をいう。)(に、当該原油の一キロリットル当たりの生産に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産</p>	<p>原油又は天然ガスの性状に関する試験又は生産</p>

	三 アジピン酸又は硝酸の製造	四 麻酔剤の使用	五 家畜の排せつ物の管理
<p>(2) 業省令で定める係数を乗じて得られる量  算定排出量算定期間において生産された天然ガスの量（標準状態に換算した立方メートルで表した量をいう。）に、当該天然ガスの一立方メートル当たりの生産に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量</p>	<p>次に掲げる製品ごとに、算定排出量算定期間において製造された当該製品の量（トンで表した量をいう。）に、当該製品の区分に応じた当該製品の一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該製品ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>イ アジピン酸  ロ 硝酸</p>	<p>算定排出量算定期間において麻酔剤として使用された一酸化二窒素の量（トンで表した量をいう。）</p> <p>次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>イ 環境省令・経済産業省令で定める家畜（放牧されたものを除く。以下イにおいて同じ。）ごとに環境省令・経済産業省令で定めるふん尿の管理方法ごとに、算定排出量算定期間において管理された当該家畜のふん尿に含まれる窒素の量（トンで表した量をいう。）に、当該ふん尿の管理方法の区分に応じた当該家畜のふん尿に含まれる窒素</p>	

六	
耕地における肥料の使用	
<p>次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>イ 環境省令・経済産業省令で定める農作物ごとに、算定排出量算定期間において当該農作物の栽培のために使用された肥料に含まれる窒素の量（トンで表した量をいう。）</p> <p>（）に、当該農作物の区分に応じ当該農作物の栽培における窒素の一トン当たりの使用</p>	<p>の一トン当たりの管理に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該ふん尿の管理方法ごとに算定した量を合算して得られる量を算定し、当該家畜ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>ロ イの環境省令・経済産業省令で定める家畜以外の家畜で環境省令・経済産業省令で定めるものごとに、算定排出量算定期間において飼養された当該家畜の平均的な頭数に、当該家畜の区分に応じ当該家畜の一頭当たりの、排出されるそのふん尿から発生するトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該家畜ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>ハ 算定排出量算定期間において放牧された牛の平均的な頭数に、当該牛の一頭当たりの、排出されるそのふん尿から発生するトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量</p>



ンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

ロ 算定排出量算定期間における終末処理場において処理された下水の量（立方メートルで表した量をいう。）に、当該終末処理場における下水の一立方メートル当たりの処理に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

ハ 環境省令・経済産業省令で定めるし尿の処理方法ごとに、算定排出量算定期間におけるし尿処理施設（環境省令・経済産業省令で定めるものに限る。以下ハ及びニにおいて同じ。）において処理されたし尿に含まれる窒素の量（トンで表した量をいう。）に、当該し尿の処理方法の区分に応じ当該し尿処理施設におけるし尿に含まれる窒素の一トン当たりの処理に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該し尿の処理方法ごとに算定した量を合算して得られる量

ニ し尿及び雑排水の処理に係る施設（終末処理場及びし尿処理施設を除く。以下ニにおいて同じ。）で環境省令・経済産業省令で定めるものごとに、算定排出量算定期間における当該施設の処理対象人員に、当該施設の区分に応じ当該施設における一人当たりのし尿及び雑排水の処理に伴い排出さ

	九
<p>廃棄物の焼却若しくは製品の製造の用途への使用又は廃棄物燃料の使用</p>	<p>イ 次に掲げる量を合算して得られる量        一般廃棄物の焼却施設（口の環境省令・経済産業省令で定める施設を除く。）で環境省令・経済産業省令で定めるものごと、算定排出量算定期間における当該焼却施設において焼却された一般廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該焼却施設の区分に応じ当該焼却施設における一般廃棄物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該焼却施設ごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>ロ 製品の製造のために廃棄物を使用する施設で環境省令・経済産業省令で定めるものごと、環境省令・経済産業省令で定める廃棄物ごとに、算定排出量算定期間における当該施設において焼却され、又は使用された当該廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該廃棄物の区分に応じ当該廃棄物の一トン当たりの焼却又は使用に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量を算定し、当該施設ごとに算定した量を合算</p>

して得られる量

ハ 環境省令・経済産業省令で定める廃棄物  
(イの環境省令・経済産業省令で定める焼却施設及びロの環境省令・経済産業省令で定める施設において焼却されるものを除く。  
) ごとに、算定排出量算定期間において焼却された当該廃棄物の量(トンで表した量をいう。)に、当該廃棄物の区分に応じ当該廃棄物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該廃棄物燃料ごとに算定した量を合算して得られる量を算定し、当該施設ごとに算定した量を合算して得られる量

ニ

燃料を燃焼の用に供する施設で環境省令

・経済産業省令で定めるものごとに環境省令・経済産業省令で定める廃棄物燃料ごとに、算定排出量算定期間においてその本来の用途に従って当該施設において使用された当該廃棄物燃料の量(当該廃棄物燃料の区分に応じ、環境省令・経済産業省令で定める単位で表した量をいう。)に、当該廃棄物燃料の区分に応じ当該廃棄物燃料の一当該単位当たりの使用に伴い排出されるトンで表した一酸化二窒素の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該廃棄物燃料ごとに算定した量を合算して得られる量を算定し、当該施設ごとに算定した量を合算して得られる量

別表第十(第五条及び第六条関係)

一	二
<p>クロロジフルオロメタン又はハイドロフルオロカーボンの製造</p>	<p>冷凍空気調和機器、プラスチック、噴霧器、半導体素子等の製造等</p>
<p>次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>イ 算定排出量算定期間において製造されたクロロジフルオロメタンの量(トンで表した量をいう。)に、当該クロロジフルオロメタンの一トン当たりの製造に伴い発生するトンで表したトリフルオロメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量から、当該クロロジフルオロメタンの製造に伴い発生したトリフルオロメタンのうち適正に処理されたもの量(トンで表した量をいう。)を控除して得られる量</p> <p>ロ 算定排出量算定期間において製造されたハイドロフルオロカーボンの量(トンで表した量をいう。)に、当該ハイドロフルオロカーボンの一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した当該ハイドロフルオロカーボンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量</p>	<p>次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>イ 次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>(1) 次に掲げる製品ごとに、算定排出量算定期間において当該製品の製造に伴い使用されたハイドロフルオロカーボンの量(トンで表した量をいう。)に、当該製品の区分に応じ当該ハイドロフルオロカーボンの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した当該ハイドロフルオロカーボンの量として環境省令・経済産</p>

業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該製品ごとに算定した量を合算して得られる量

(i) 家庭用電気冷蔵庫

(ii) 家庭用エアコンデিশヨナー

(iii) 業務用冷凍空気調和機器（冷蔵又は冷凍の機能を有する自動販売機（以下単に「自動販売機」という。）を除く。以下同じ。）

(2) 次に掲げる製品ごとに、算定排出量算定期間において製造された当該製品の台数に、当該製品の区分に応じ当該製品の一台当たりの製造に伴い排出されるトンで表したハイドロフルオロカーボンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該製品ごとに算定した量を合算して得られる量

(i) 自動販売機

(ii) 自動車用エアコンデিশヨナー

ロ 算定排出量算定期間において業務用冷凍空気調和機器の使用の開始に伴い使用されたハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）に、当該ハイドロフルオロカーボンの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した当該ハイドロフルオロカーボンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

ハ 次に掲げる量を合算して得られる量

(1) 算定排出量算定期間において整備が行

われた業務用冷凍空気調和機器に封入されていたハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）から、当該封入されていたハイドロフルオロカーボンのうち回収され、及び適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量

(2) 算定排出量算定期間において業務用冷凍空気調和機器の整備に伴い使用されたハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）に、当該ハイドロフルオロカーボンの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した当該ハイドロフルオロカーボンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

ニ

(1) 算定排出量算定期間において整備が行われた自動販売機に封入されていたハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）から、当該封入されていたハイドロフルオロカーボンのうち回収され、及び適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量

(2) 算定排出量算定期間において整備が行われた自動販売機の台数に、当該自動販売機の一当りの整備に伴い排出されるトンで表したハイドロフルオロカーボンの量として環境省令・経済産業省令で

定める係数を乗じて得られる量

ホ

次に掲げる製品ごとに、算定排出量算定期間において廃棄された当該製品に封入されていたハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）から、当該封入されていたハイドロフルオロカーボンのうち回収され、及び適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量を算定し、当該製品ごとに算定した量を合算して得られる量

(1) 家庭用電気冷蔵庫

(2) 家庭用エアコンデিশヨナー

(3) 業務用冷凍空調和機器

(4) 自動販売機

次に掲げる量を合算して得られる量

(1) 算定排出量算定期間においてポリエチレンフォームの製造に伴い発泡剤として使用されたハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）

(2) ポリエチレンフォーム以外のプラスチックで環境省令・経済産業省令で定めるものごとに、算定排出量算定期間において当該プラスチックの製造に伴い発泡剤として使用されたハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）に、当該プラスチックの区分に応じ当該プラスチックの1トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した当該ハイドロフルオロカーボンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られ

<p>る量を算定し、当該プラスチックごとに算定した量を合算して得られる量</p>	<p>ト 次に掲げる製品ごとに、算定排出量算定期間において当該製品の製造に伴い使用されたハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）に、当該製品の区分に応じ当該ハイドロフルオロカーボンの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した当該ハイドロフルオロカーボンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該製品ごとに算定した量を合算して得られる量</p>	<p>チ 噴霧器 （1） （2） 消火剤</p> <p>算定排出量算定期間において噴霧器の使用に伴い排出されたハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）</p>	<p>リ 算定排出量算定期間において半導体素子、半導体集積回路若しくは液晶デバイス等の加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用されたハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）に、当該ハイドロフルオロカーボンの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した当該ハイドロフルオロカーボンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量から、当該使用されたハイドロフルオロカーボンのうち適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量</p>
--	---	--	---

	三 溶剤等としてのハイドロフルオロカーボンの使用
	溶剤としての用途その他環境省令・経済産業省令で定める用途ごとに、算定排出量算定期間において当該用途に使用されたハイドロフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）から、当該使用されたハイドロフルオロカーボンのうち回収され、及び適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量を算定し、当該用途ごとに算定した量を合算して得られる量
備考	この表において「ハイドロフルオロカーボン」とは、第一条各号に掲げるハイドロフルオロカーボンをいう。

別表第十一（第五条及び第六条関係）

	一 アルミニウムの製造
	環境省令・経済産業省令で定めるパーフルオロカーボンごとに、算定排出量算定期間において製造されたアルミニウムの量（トンで表した量をいう。）に、当該パーフルオロカーボンの区分に応じ当該アルミニウムの一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した当該パーフルオロカーボンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量を算定し、当該パーフルオロカーボンごとに算定した量を合算して得られる量
二	パーフルオロカーボンの製造
	算定排出量算定期間において製造されたパーフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）に、当該パーフルオロカーボンの一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した当該パーフルオロカーボンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

半導体素子等の製造

次に掲げる量を合算して得られる量

イ 環境省令・経済産業省令で定めるパーフルオロカーボンごとに、算定排出量算定期間において半導体素子、半導体集積回路若しくは液晶デバイス等の加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用された当該パーフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）に、当該パーフルオロカーボンの区分に応じ当該パーフルオロカーボンの一トン当たりの使用に伴い排出されるトンで表した当該パーフルオロカーボンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量から、当該パーフルオロカーボンのうち適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量を算定し、当該パーフルオロカーボンごとに算定した量を合算して得られる量

ロ 環境省令・経済産業省令で定めるパーフルオロカーボンごとに、算定排出量算定期間において半導体素子、半導体集積回路若しくは液晶デバイスの加工の工程におけるドライエッチング又はこれらの製造装置の洗浄に使用された当該パーフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）に、当該パーフルオロカーボンの区分に応じ当該パーフルオロカーボンの一トン当たりの使用に伴い発生するトンで表したパーフルオロメタンの量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量から、

	<p>当該パーフルオロメタンのうち適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量を算定し、当該パーフルオロカーボンごとに算定した量を合算して得られる量</p> <p>溶剤としての用途その他環境省令・経済産業省令で定める用途ごとに、算定排出量算定期間において当該用途に使用されたパーフルオロカーボンの量（トンで表した量をいう。）から、当該使用されたパーフルオロカーボンのうち回収され、及び適正に処理されたものの量（トンで表した量をいう。）を控除して得られる量を算定し、当該用途ごとに算定した量を合算して得られる量</p>
<p>四</p> <p>溶剤等としてのパーフルオロカーボンの使用</p>	<p>備考 この表において「パーフルオロカーボン」とは、第二各号に掲げるパーフルオロカーボンをいう。</p>

別表第十一（第五条及び第六条関係）

<p>一</p> <p>マグネシウム合金の製造</p>	<p>算定排出量算定期間においてマグネシウム合金の製造に伴い使用された六ふつ化硫黄の量（トンで表した量をいう。）</p>
<p>二</p> <p>六ふつ化硫黄の製造</p>	<p>算定排出量算定期間において製造された六ふつ化硫黄の量（トンで表した量をいう。）に、当該六ふつ化硫黄の一トン当たりの製造に伴い排出されるトンで表した六ふつ化硫黄の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量</p>
<p>三</p> <p>電気機械器具、半導体素子等の製造等</p>	<p>次に掲げる量を合算して得られる量</p> <p>イ 算定排出量算定期間において電気機械器具の製造及び使用の開始に伴い使用された</p>

六ふつ化硫黄の量(トンで表した量をいう。)  
に、当該六ふつ化硫黄の一トン当たりの封入に伴い排出されるトンで表した六ふつ化硫黄の量として環境省令・経済産業省令で定める係数を乗じて得られる量

ロ 算定排出量算定期間において使用に供されていた電気機械器具に封入されていた六ふつ化硫黄の量(トンで表した量をいう。)  
に、当該電気機械器具に封入されている一トン当たりの六ふつ化硫黄のうち一年間に排出されるトンで表した六ふつ化硫黄の量として環境省令・経済産業省令で定める係数に当該電気機械器具の使用期間の一年間に対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量

ハ 算定排出量算定期間において点検された電気機械器具に封入されていた六ふつ化硫黄の量(トンで表した量をいう。)  
から、当該封入されていた六ふつ化硫黄のうち回収され、及び適正に処理されたものの量(トンで表した量をいう。)  
を控除して得られる量

ニ 算定排出量算定期間において廃棄された電気機械器具に封入されていた六ふつ化硫黄の量(トンで表した量をいう。)  
から、当該封入されていた六ふつ化硫黄のうち回収され、及び適正に処理されたものの量(トンで表した量をいう。)  
を控除して得られる量

ホ 算定排出量算定期間において半導体素子

、半導体集積回路若しくは液晶デバイス  
加工の工程におけるドライエッチング又は  
これらの製造装置の洗浄に使用された六ふ  
つ化硫黄の量(トンで表した量をいう。)  
に、当該六ふつ化硫黄の一トン当たりの使  
用に伴い排出されるトンで表した六ふつ化  
硫黄の量として環境省令・経済産業省令で  
定める係数を乗じて得られる量から、当該  
使用された六ふつ化硫黄のうち適正に処理  
されたものの量(トンで表した量をいう。  
を控除して得られる量)